


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.2  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長   
【氏名又は名称】(3) 柏木秀一  
【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル8階  
柏木総合法律事務所  
【報告義務発生日】(4) 平成 18年 4月23日  
【提出日】 平成 18年 6月13日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 MCJ
会社コード	6670
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所 マザーズ
本店所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目14番11号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	シネックス コーポレーション (Synnex Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94538カリフォルニア州フレモント、ノベル・ドライブ44201 (44201 Nobel Drive, Fremont, California, 94538 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1980年11月8日
代表者氏名	ローバート・ファング (Robert Huang)
代表者役職	社長及び最高執行役員 (President and Chief Executive Officer)
事業内容	情報技術 (IT) 及び関連サービスの提供

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 柏木秀一 東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル8階 柏木総合法律事務所
電話番号	03-5472-5050

(2) 【保有目的】 (9)

政策投資 (業務提携に伴う投資) として保有していたが、今般全て売却処分した。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 0	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年12月16日現在)	Q 136,513
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	6.82%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成18年 4月23日	株券	25,809 (8,603の3分 割)	処分	ベアー スターンズ インターナショナル リミテッド (Bear, Stearns International Limited)	1株平均 96,984円 (3分割後)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

--

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地



44201 Nobel Drive  
Fremont, California 94538  
TEL 510-656-3333  
FAX 510-668-3777

## POWER OF ATTORNEY

June 2, 2006

I hereby appoint the following person as my attorney-in-fact, with full power, in my name and on my behalf, to do all things necessary in connection with the preparation and submission of reports to the relevant governmental authorities and the delivery of copies thereof, as required by the provisions of Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan entitled "Disclosure regarding the status of large holding of shares of stock, etc." :

1. Address of Attorney-in-Fact:

8<sup>th</sup> Floor, Atago Toyo Building  
3-4, 1 chome, Atago , Minatoku-Tokyo, 105-0002

2. Name of Attorney-in- Fact:

Mr. Shuichi Kashiwagi  
Kashiwagi Sogo Law Offices

SYNNEX CORPORATION

44201 Nobel Drive, Fremont,  
California, 94538, U.S.A.

Robert Huang  
President and Chief Executive Officer

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Robert Huang', is written over a horizontal line.

シネックス  
コーポレーション

アメリカ合衆国 9 4 5 3 8 カリフォルニア州  
フレモント ノベル・ドライブ 4 4 2 0 1  
電話：510-656-3333  
FAX：510-668-3777

和訳

委任状

2006年6月2日

私は、以下の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

1. 代理人の住所

105-0002 東京都港区愛宕1丁目3-4  
愛宕東洋ビル8階

2. 代理人の氏名

柏木総合法律事務所  
柏木秀一

シネックス コーポレーション

アメリカ合衆国 9 4 5 3 8 カリフォルニア州  
フレモント、ノベル・ドライブ 4 4 2 0 1

ロバート・ファング  
社長及び最高執行役員

(署名)

---

上記正訳致しました。

柏木 秀一

